

依存症民間団体支援事業実施要綱

1 事業の目的

アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症・ゲーム障害（以下「依存症」という。）は、適切な治療とその後の支援によって、回復可能な疾患である。とりわけ、依存症の治療及び回復支援に当たっては、依存症患者が依存症から回復した状態を維持できることが重要であり、そのためには、地域における依存症患者とその家族が生活の質を高め、安心して回復した状態を維持できる支援体制を整備する必要がある。一方で、依存症の回復に向けては、依存症の特性（患者本人やその家族が依存症であるという認識を持ちにくいこと）や、偏見・差別等によって適切な治療や支援に結びついていないという課題がある。

このため、本事業は、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体が実施する依存症対策を推進する上で必要な人材を養成するための研修や依存症に関する普及啓発等の活動を支援することにより、問題の早期発見・早期介入や適切な治療支援、問題の再発防止を図り、依存症の方、依存症が疑われる方、依存症になるリスクを有する方、依存症から回復を目指す方及びその家族等（以下「依存症の方等」という。）に対する支援体制の整備を一層推進することを目的とする。

2 実施の主体

次の全ての要件を満たす団体から、公募により採択された団体とする。

(1) 依存症対策を行う民間団体であること。

ただし、依存症それぞれの特性を鑑み、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症・ゲーム障害のうち少なくとも１つ以上の対策を行う民間団体であること。

(2) 依存症対策に関する活動実績があり、公益法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人格を有すること。

3 事業の内容

次の全ての要件を満たす事業であること。

- (1) 依存症対策に資する事業であること。
- (2) 創意工夫や熱意をもって行われ、効果的な事業であること。
- (3) 営利を目的としない事業であること。
- (4) 複数の都道府県に渡って効果が期待され実施する事業であること、又は複数の都道府県の住民等を対象とし効果が期待され実施する事業であること。
- (5) 地方自治体から補助や助成を受けていない事業であること。

※事業目的に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- ・事務、事業を実質的に行わず大部分を外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業
- ・事業の大部分が設備整備等である事業
- ・事業の大部分がその団体に所属する構成員を対象とする、スキルアップを目的とした研修のみで、連携する活動や地域への展開等についての構想がない事業

4 経費の補助

民間団体がこの実施要綱に基づき実施する経費については、別に定める交付要綱により、毎年度予算の範囲内で、国庫補助を行うことができるものとする。

5 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、依存症患者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。